

委託業務受託者の選定を公募型プロポーザル方式により実施しますので、次のとおり公募します。

平成21年2月25日

京都市長 門川 大作

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「新・公有財産管理システム」構築及び地方公会計の整備に関するコンサルティング業務委託

(2) 業務内容

ア 地方公会計制度に関するコンサルティング業務

イ 公有財産に係るデータ整備及び資産評価

ウ システムの構築等

なお、詳細は、「新・公有財産管理システム」構築及び地方公会計の整備に関するコンサルティング業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によることとする。

(3) 委託期間

契約日から平成22年3月31日まで

2 契約上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

金34,965,000円（契約上限額の範囲内で契約するものとする。）

3 プロポーザルの参加資格

- (1) プロポーザルに参加できる者は、京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下、「登録業者」という。）とす

る。

- (2) 本システムに関して、対応可能な技術者と常時連絡が取れる体制が構築できること。
- (3) システム開発に従事する技術者（派遣社員を除く。）を常時5名以上雇用していること。

ただし、当該技術者のうち、5年以上のシステム開発の経験を有する者が2名以上含まれること。

- (4) 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定されている場合は、複数業者による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を形成し、契約は、事業者側で定めた代表幹事業者と本市の間で締結する。この場合において、代表幹事業者は、上記(1)～(3)を満たしていることを条件とする。

また、コンソーシアムを形成して参加する場合は、「新・公有財産管理システム」構築及び地方公会計の整備に関するコンサルティング業務に係る協定書」（以下、「協定書」という。）を、企画提案書の提出時に、併せて、提出するものとする。

4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、別添様式の「新・公有財産管理システム」構築及び地方公会計の整備に関するコンサルティング業務委託プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）、企画提案書等を提出するものとする。

- (1) 担当部局（提案先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市理財局財務部財産監理課

電話 075-222-3281 FAX 075-212-9253

(2) 必要書類の交付

プロポーザルに必要な書類を、次のとおり交付する

ア 交付期間：平成21年2月25日（水）から3月9日（月）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く）

イ 交付場所：上記(1)担当部局（提案先）に同じ

ウ 交付書類：

(7) 公募型プロポーザル方式実施説明書兼企画提案書記載要領

(4) 仕様書

(7) 提案内容評価要領

(エ) 提案内容評価表

(オ) 公有財産事務の手引き

(カ) 京都市情報セキュリティポリシー

(3) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加するものは、次に示すところにより、参加表明書等を提出するものとする。

ア 提出書類

(7) 参加表明書

(4) コンソーシアムを形成して参加する場合は、各業者の役割分担が分かる資料（様式は任意とする。）

イ 提出期限 平成21年3月9日（月）必着

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又はFAXにより提出するものとする。

なお、FAXで提出する場合は、FAXが正しく送付されていることを電話で確認すること。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

(7) 企画提案書：14部

(i) 見積書：1部

(9) コンソーシアムを形成して参加する場合は、協定書：1部

イ 提出期限 平成21年3月11日（水）午後5時（必着）

ウ 提出場所 上記(1)担当部局のとおり

エ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）で提出すること。

5 プレゼンテーション

作成・提出された企画提案書の内容について、提案者にプレゼンテーションを実施する機会を設けるものとする。

(1) 実施日

平成21年3月24日（火）

(2) 実施場所

京都市役所庁舎内会議室

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこととし、本

市からの質問時間を設け、質疑応答を行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、一の申請者につき50分以内とし、企画提案説明の時間を30分以内、本市からの質問及びその応答時間をおおむね20分とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は、失格とする。

エ 提案等の内容が要求水準に達していないと認められるときは、失格とする。

オ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。プロジェクター、スクリーンは本市で用意するが、パソコン等は提案者で用意すること。

6 受託者の決定及び審査結果の通知

- (1) 受託者は、「提案内容評価要領」により決定する。
- (2) 結果については、書面をもって通知する。(平成21年3月26日(木)に発送予定)
- (3) 通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、平成21年4月6日(月)午後5時までに、書面で4(1)担当部局に持参すること。
- (4) 契約締結前に参加資格を満たしている者が、参加停止措置を受けた場合は、失格とする。

7 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 本広告に関する問合せ先 4(1)に同じ。

8 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この業務委託は無効とする。

(理財局財務部財産監理課)